

はしがき

著者	黒田 研二
引用	大阪府立大学. 2006. (堺・南大阪地域学の世界, Vol. 3. 大阪の精神医療)
URL	http://hdl.handle.net/10466/10385

はしがき

大阪府立大学は、平成17年度、文部科学省教育費補助事業である「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に「地域学による地域活性化と高度人材養成」というテーマで採択された。テーマの副題は“大学コンソーシアムを活用した地域連携による「堺・南大阪地域学」の確立と、その成果に基づく地域貢献のための高度な人材養成プログラム”である。この計画は人間社会学部から提案して、全学的に取り組むことになったものだが、「堺・南大阪地域学」という学際的な研究の場（「地域学フォーラム」）を組織し、①歴史文化の再発見、②地域の現状と課題の再認識、③現状をふまえた街作りの提言等を行うとともに、大学教育においてもそうした視点を組み入れた科目を開設する。そして、広い視野から地域を見る目を養う教育を提供しつつ、地域に貢献できる人材を養成することを目指している。

本ブックレットは、このプログラムの教材として刊行される「堺・南大阪地域学」シリーズの中のひとつである。地域学の課題のひとつは、その地域の社会問題の分析と、その問題解決にむけた今後の地域社会の方向づけであろう。このブックレットは、精神医療の分野において「地域の現状と課題の再認識」にアプローチする内容となっている。平成17年度に開始されたこのプログラムの一環として、初年度中にブックレットを数冊刊行するというスケジュールのもと、大急ぎで、これまで私が執筆した3編の論文を組み合わせ、3つの章からなるブックレットを編集した。それぞれの章を構成する3つの論文の初出と、背景は次の通りである。

I章の「大都市における精神病院群の生態学的構造」は、「法学セミナー増刊 総合特集シリーズ37 これからの精神医療」（日本評論社、1987年8月、134-142頁）に報告したもので、精神衛生法が精神保健法へ改正される直前に執筆したものである。大阪府内の精神病院群の諸特性や入院現象を生態学的視点から分析し、精神医療の内実を批判的に検討する内容となっている。執筆時期は20年ほど前であり、その後、精神保健法はさらに精神保健福祉法へと改正され、社会復帰施設や地域生活支援の施策が開始されるという変化が続くのであるが、20年前のこの論文で指摘した問題は、実は残念なことにほとんどまだ解決されていない。そのことを、次のII章やIII章を読むと理解していただけるであろう。

Ⅱ章の「精神病院から地域への移行をめざして」は、精神医療誌（批評社、33号、62-75頁）に2004年2月、掲載されたものである。書き出しの論調は、数十年を経ても日本の精神医療は大きく変わっていないと、やや悲観的ではあるが、大阪で全国に先駆けて取り組み始めた退院促進支援事業や精神医療オンブズマン制度を紹介し、その発足の経緯を記述している。良くも悪くも大阪の地域性にふれた内容となっている。

Ⅲ章の「精神分裂病の呼称変更にむけて」は、2000年5月、仙台で開催された日本精神神経学会第96回総会におけるパネルディスカッション「精神分裂病の呼称変更にむけて」において、パネリストのひとりとして報告した内容をまとめたものである（精神神経学雑誌、第102巻第10号、975-982頁）。現在では統合失調症と呼ばれる疾患は、当時はまだ精神分裂病と呼ばれており、その呼称を変更すべきかどうか、変更するとすればどのような疾患名にするのが適当かが議論されていた。古い病名に付着するスティグマをいかに払拭するかが課題であり、そのために何が必要なのかを、私はこの論文で論じている。

大急ぎで編集したブックレットではあるが、通読すると、その内容は大阪を中心として戦後の日本の精神医療の流れを広く視野に含めるものとなっている。精神医療を批判的に分析しながら、課題を抽出し、精神障害を持つ人々が地域で生活を継続できる社会の実現を展望している。

3つの章で述べた内容についてさらに理解を深めてもらうために、最後に、解説のページも設けた。そこでは、精神障害者の定義と範囲、受療の状況、とくに統合失調症について、精神医療と精神障害者福祉の制度の基礎となっている法律、精神障害者の社会復帰と地域生活支援の施策を解説し、2005年に成立した障害者自立支援法とそれに基づく制度の変更にもふれている。

平成18年3月

黒田 研二